

○小田原市子育て支援センター事業実施要綱

(平成 23年10月 1日施行)

小田原市子育て支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う小田原市子育て支援センター事業を実施するため必要な事項を定める。

(事業)

第2条 小田原市子育て支援センター事業(以下「事業」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て家庭の保護者及びその子どもへの集いの場の提供及び交流の促進
- (2) 子育て中の保護者への相談及び援助
- (3) 子育て関連情報の収集及び提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習・イベント等の実施
- (5) 地域の子育て支援活動との連携及び支援
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、市長が必要と認めるもの

(事業の利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、地域の子育て家庭の保護者及び児童並びに子育て支援を行う者等とする。

(事業の実施場所)

第4条 事業を実施する場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
マロニエ子育て支援センター	小田原市中里276番地の6 小田原市川東タウンセンター マロニエ内
いずみ子育て支援センター	小田原市飯田岡382番地の2 小田原市城北タウンセンター いずみ内
こゆるぎ子育て支援センター	小田原市羽根尾281番地の3 小田原市橘タウンセンター こゆるぎ内
おだぴよ子育て支援センター	小田原市城山一丁目6番32号

(事業の実施日)

第5条 事業の実施日は、次のとおりとする。

名称	実施日
マロニエ子育て支援センター	毎週月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「休日」という。)並びに1月1日から同月3日まで及び

	12月28日から同月31日までの日（以下この表において「年末年始」という。）を除く。）
いずみ子育て支援センター	毎週火曜日から土曜日まで（休日、休日の翌日及び年末年始を除く。）
こゆるぎ子育て支援センター	毎週火曜日、木曜日及び金曜日（休日、休日の翌日及び年末年始を除く。）
おだぴよ子育て支援センター	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び年末年始を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に事業を実施し、又は実施しないことができる。

（事業の実施時間）

第6条 事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合において臨時に実施時間を変更することができる。

（子育てアドバイザー）

第7条 市長は、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を子育てアドバイザーとして各子育て支援センターに配置し、その中から各1人の管理責任者を置くこととする。

2 子育てアドバイザーは、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（利用料金）

第8条 市長は、事業の実施に当たっては利用者から利用料金を徴収しない。ただし、講座開催時等における実費の徴収についてはこの限りではない。

（事業の利用の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、事業の利用を拒み、又は子育て支援センターから退場することを命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成23年10月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

（小田原市子育て支援センター要綱の廃止）

2 小田原市子育て支援センター要綱（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。